

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年 8 月 7 日
【会社名】	ステラケミファ株式会社
【英訳名】	STELLA CHEMIFA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 亜希
【本店の所在の場所】	大阪市中央区伏見町四丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(06) 4707-1511
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 小池 みゆき
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区伏見町四丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(06) 4707-1511
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 小池 みゆき
【縦覧に供する場所】	ステラケミファ株式会社東京営業部 (東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 上記の当社東京営業部は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としています。

1【提出理由】

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「取締役等」といいます。）を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬制度として、「役員向け株式給付信託」（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を2020年度より導入しています。当社は、2025年8月7日開催の取締役会において、本制度に基づき、2026年3月末日で終了する事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に関し、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の交付の詳細を定めた株式給付規程（以下「株式給付規程」といいます。）を改定しその内容を取締役等に通知することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（１）銘柄

ステラケミファ株式会社 普通株式

（２）発行数

35,000株

注：発行数は、対象期間において、本制度に基づく業績達成度合いが最も高い場合（本信託から交付する株式数が最も多くなる場合）を想定した数としています。

注２：本信託（（10）で定義されます。）では、本信託に残存する株式数を考慮し、上記発行数のうち30,000株を、本信託が当社の自己株式処分を第三者割当の方法により引き受けて取得することを予定しています。当該自己株式処分に係る具体的な募集事項は以下のとおりです。

処分株式の種類および数：当社普通株式30,000株

処分価額：1株につき4,310円（8月6日終値）

処分期日：2025年8月22日

（３）発行価格及び資本組入額

（ ）発行価格 1株につき4,310円（8月6日終値）

注：発行価格は、東京証券取引所における当社の普通株式の取締役会決議日である2025年8月7日の前営業日終値としています。

（ ）資本組入額 該当事項はありません。

（４）発行価額の総額及び資本組入額の総額

（ ）処分価額の総額 150,850,000円（35,000株×8月6日終値）

（ ）資本組入額の総額 該当事項はありません。

（５）株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

（６）当該取得勧誘または売付け勧誘等の相手方の人数およびその内訳

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） 7名 35,000株

（７）勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する取締役等をいいます。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係 該当事項はありません。

（８）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

下記（10）から（12）までのとおりです。

(9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

下記 (10) のとおり、当該株券等は、株式会社りそな銀行を受託者、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者とする信託において他の株券等と分別して管理されます。

(10) 信託の受益権の内容

< 本制度の概要 >

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、取締役等に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額（以下「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて各取締役等に対して、取締役等が退任した場合等に交付および給付（以下、当社株式の交付と当社株式の時価に相当する金銭の給付を併せて「当社株式等の給付」といいます。）する制度です。

なお、取締役等の死亡による退任等正当な理由がある場合を除いて、株式給付規程の改定内容を取締役等が知ることとなった日から、当社が金融商品取引法に基づく第83期半期報告書を提出するまでの間、当社株式等を給付することはありません。

< 本制度の対象者 >

取締役等 7 名です。

< 本制度の仕組み >

- ・ 付与されるポイント数：対象期間中の毎年、3 月末日の取締役等に対して、前年度の業績確定後 6 月末日までに前年度の基準日における対象者に対して、ポイントが付与されます。
- ・ 交付される株式数：株式給付規程で定める基準に基づき、付与されるポイント数に相当する当社株式等を給付します。
- ・ 交付条件：取締役等が、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託を通じて、当社株式を交付します。ただし、株式給付規程の一定事由に該当する場合は、一部または全部を当社株式の交付に代えて当社株式の時価相当額の金銭を給付します。

< 本信託の概要 >

取締役等に対する当社株式の交付は、当社が金銭を拠出し設定する以下の本信託から行われます。

名称	役員向け株式給付信託
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係を有しない第三者
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本信託契約の締結日	2020年 8 月24日
信託の期間	2020年 8 月24日から本信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）
変更契約日	2025年 8 月 7 日
追加信託日	2025年 8 月22日（予定）

(11) 信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数または総額

35,000株

(12) 信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

当社の取締役等のうち、受益者要件を満たす者

(13) 振替機関の名称および住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

以上